

# 仕 様 書

## 1 業務名

海外旅行会社との個別情報交換会（オンライン）運営業務

## 2 実施時期

契約締結の日～令和3年3月19日（金）

## 3 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数及び訪日外国人旅行消費額等の数値目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

そこで、（一社）せとうち観光推進機構（以下、「機構」とする。）では、重点対象市場であるアメリカ、英国、ドイツ及びフランスを対象に、訪日旅行商品の造成に積極的な海外旅行会社等と瀬戸内地域のサプライヤーとの商談会形式の個別情報交換会をオンラインで実施し、新型コロナウイルス感染症の収束後、速やかな訪日外国人旅行者の瀬戸内地域への誘客及び周遊の回復と促進を図るものとする。

## 4 業務の内容

海外の旅行会社等と瀬戸内地域のサプライヤー（宿、体験コンテンツ等の観光関連事業者、交通事業者、ランドオペレーター、DMC等）との個別情報交換会のオンライン実施にあたって、その事務局業務を担い、必要な手配並びに管理運営を行うこと。

### （1）開催日時及び開催場所

#### ア 開催日時（日本時間）

##### （ア）英国、ドイツ、フランス

令和3年3月3日（水） 午後6時頃（予定）～

##### （イ）アメリカ

令和3年3月4日（木） 午前7時30分頃（予定）～

時差を考慮し、上記はプレゼンテーション開始時刻として想定（事前操作説明等の時間は除く）。

#### イ 場所

海外旅行会社等及び日本側参加者は事業所所在地等から各自参加（オンライン）

(2) 内容

- ・商談会形式でのオンライン個別情報交換（3時間程度）
- ・瀬戸内地域のプレゼンテーション（30分程度。個別情報交換会の前に（1）ア（7）（イ）それぞれ実施。）

(3) 参加者

- ・海外旅行会社等 50社程度  
（アメリカ20社、英国10社、ドイツ10社、フランス10社）
- ・日本側参加者 30社程度  
※日本側参加者は両日とも原則同じ事業者とする。  
（宿、体験コンテンツ等の観光関連事業者、交通事業者、ランドオペレーター、DMC等）

(4) 留意事項

ア 運営方式

- ①個別情報交換会は、WEB会議システムを使用してオンラインで行うこと。
- ②使用するWEB会議システムの種類は、セキュリティ面の安全性等を考慮し、適切なものを使用すること。また、海外旅行会社から使用するWEB会議システムについて要望があった場合は対応すること。
- ③当日は事務局を設置し、各商談が滞りなく行われていることが事務局側で随時確認及び管理できる体制を整えること。
- ④海外旅行会社等及び日本側参加者に対して、事前に通信環境の確認並びにWEB会議システムの操作方法を説明する機会を設けること。また、当日はヘルプデスクを設け、参加者から使用方法等システム関連の問合せや不具合報告があった場合、速やかに対応できる体制を整えること。
- ⑤個別情報交換の組合せは、海外旅行会社等と日本側参加者の希望をそれぞれ把握し、事前にマッチングを実施して決定すること。
- ⑥マッチングにあたっては、海外旅行会社等、日本側参加者双方へ参加者情報を英語または日本語へ翻訳の上提供し、可能な限り双方のニーズに応じた商談が可能となるよう、マッチングを行うこと。

<提供すべき参加者情報の目安>

【海外旅行会社等】

- ・取扱旅行商品の内容（団体、FIT、インセンティブ等）
- ・直近1年間の送客実績
- ・担当者の職位、担当業務、理解可能な言語
- ・顧客層（地域、所得、年代、家族等）
- ・商品造成及び送客実績（日本、瀬戸内地域）

- ・ 日本側参加者から提供してもらいたい情報(※ホテルの空室率など)

#### 【日本側参加者】

- ・ 事業概要
- ・ 受入れを希望する旅行者の人数規模(10人以上の団体、個人等)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応

⑦日本側参加者が商談に際して使用する資料については、とりまとめのうえ、事前に海外旅行会社等に対しメール等で送付すること。

⑧個別情報交換は、1セッションあたり20分間程度、セッション間のインターバルは10分間程度としてスケジュールを設定すること。また、当日のスムーズな進行のため案内を実施するとともに、人員を当日配置するなどして、円滑な運営に留意すること。

⑨個別情報交換会のスムーズな運営のため、関係者には運営マニュアル、進行台本等の資料を作成・配布するとともに、参加者へも英語による資料を作成・配布すること。※海外旅行会社等へは電子メール等での送付とする。

#### イ 司会・通訳等

①個別情報交換会の開催中、全体進行用の司会並びに全体通訳(英語。瀬戸内地域のプレゼンテーションも含む。)を1名以上配置すること。

②日本側参加者1事業者につき、1名の通訳(スムーズな情報交換が行える英語通訳)を適切な方法で配置し、商談に同席させること。

③スムーズな情報交換のために、日本側参加者と通訳との打ち合わせを少なくとも個別情報交換会の数日前までに実施すること。

#### ウ 記録

本事業について、記録及び広報資材として活用するため、写真または画面キャプチャ等を記録すること。

#### エ 新型コロナウイルス感染症対策

実施にあたり必要となる場面では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づき対策を講じるとともに、安全管理を徹底すること。

#### オ その他

①必要な機材類及びWEB会議システムの調達と提供を行うこと。

②海外旅行会社等及び日本側参加者の選定は要しないが、参加希望者の集約、参加者名簿の作成、参加者への留意事項の事前周知、海外旅行会社等の情報提供(翻訳含む)、マッチング希望の確認等の連絡及び調整を行うこと。

③個別情報交換会における当日の運営体制を提案書に明記すること。

### (5) 事業効果の調査・分析

海外側参加者及び日本側参加者に対しアンケート調査を行い、個別情報交換会での商談内容など、本事業の実施による効果を調査・分析すること。

なお、調査・分析の結果については随時、報告を行うとともに、後記の実施報告書により取りまとめること。

また、次回開催の検討材料とするため、実施上の課題や次回に向けた改善点等についてもあわせてとりまとめ、次回への提言として報告すること。

#### (6) 留意事項

- ①事業の実施にあたっては、実施主体と十分協議しながら事業を進めること。
- ②翻訳作業が発生する場合には翻訳を行うこと。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、今後の状況により、協議の上で事業を中止または変更する可能性があることを了知すること。

### 5 報告書の提出

- (1) 提出物 事業実施報告書（A4判） 5部及び電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和3年3月19日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ①事前に監督職員の承認を受けること。
- ②事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

### 6 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用する等、国の進める地域の観光資源を活用したプロモーション事業の趣旨に沿って行うこと。
- (2) 機構のインバウンド向けロゴ及びタグライン(SETOUCHI REFLECTION TRIP)を使用すること。

### 7 契約代金の支払い

業務完了後の精算払とする。

※参加者数が仕様書人数を大幅に下回った場合は、該当経費の精算を行う場合がある。

### 8 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

- (2) 前項の規定にかかわらず、海外旅行業務や通訳業務、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

## 9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本契約終了に伴い、契約期間内に受領したパンフレットやグッズ等の資料や配布物に在庫のある場合は、機構の指示に基づき、指定する宛先に送付すること。送付に係る費用は本受託者が負担すること。